

お盆期間中の医療機関の利用について

お盆期間中は多くの医療機関が休診となります。あらかじめかかりつけ医の休診日を確認したり、体調がすぐれない場合は早めに受診したりするなど事前の準備を心がけましょう。

急病等の場合は、夜間休日急患診療所（詳細はP31）または下記の在宅当番医で受診してください。

お盆期間中の在宅当番医（小山地区医師会管内）※受診前に病院へ電話をしてください。

日にち・診療時間	医療機関（住所）	電話番号
8月11日（日）午後5時～8月12日（月）午後5時	石橋総合病院 下野市下古山1-15-4 杉村病院 小山市城山町2-7-18	☎（53）1134 ☎（25）5533
8月12日（月）午後5時～8月13日（火）午前9時	小金井中央病院 下野市小金井2-4-3 光南病院 小山市乙女795	☎（44）7000 ☎（45）7711
8月13日（火）午後5時～8月14日（水）午前9時	杉村病院 小山市城山町2-7-18 野木病院 野木町友沼5320-2	☎（25）5533 ☎0280（57）1011
8月14日（水）午後5時～8月15日（木）午前9時	石橋総合病院 下野市下古山1-15-4 光南病院 小山市乙女795	☎（53）1134 ☎（45）7711
8月15日（木）午後5時～8月16日（金）午前9時	小金井中央病院 下野市小金井2-4-3 小山整形外科内科 小山市雨ヶ谷753	☎（44）7000 ☎（31）1331
8月16日（金）午後5時～8月17日（土）午前9時	杉村病院 小山市城山町2-7-18 野木病院 野木町友沼5320-2	☎（25）5533 ☎0280（57）1011

▶問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係 ☎**56** 9 1 3 3

第2子保育料免除事業の実施について

栃木県では、子育て世帯の負担軽減のため、令和6年10月から県内の自治体と共同で第2子の保育料無償化を実施する予定ですが、本町では県との共同事業に先駆けて、令和6年9月1日から「第2子保育料の無償化」を実施します。

（対象の子ども）

- ①上三川町に住民登録がある方
- ②認可保育施設の0～2歳児クラスに在籍する方
- ③保護者が現在、養育している子どものうち、第2子にあたる方
 - ※第1子として数える子どもは以下のいずれかに当てはまる方となります。
 - ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
 - ・大学生等の場合、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方（就労等により扶養から外れている子は対象外）
 - ・障がい者手帳等を持つ場合、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方

保育料について（0～2歳児クラス）

	令和6年8月まで	令和6年9月から
第1子	有料	有料
第2子	有料（きょうだい同時就園の第2子目の場合、半額）	無料
第3子以降	無料	無料

▶問い合わせ先＝子ども家庭課 子育て係 ☎**56** 9 1 3 0

定額減税補足給付金(調整給付)について

個人住民税と所得税の定額減税の対象者で、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を調整のうえ給付します。

給付対象者

令和6年6月3日(基準日)時点で、定額減税可能額が令和6年度分個人住民税所得割額または令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額を使用します)を上回る(減税しきれない)と見込まれる方。

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)対象者

以下の項目**全てに当てはまる方が対象**となります

- 令和6年1月1日に上三川町に居住していた
- 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下である
- 令和6年度個人住民税所得割または令和5年分所得税の少なくとも一方が課税されている
- 令和6年度個人住民税所得割または令和5年分所得税の少なくとも一方から定額減税可能額を控除しきれない

※1つでも当てはまらない場合は**対象外**となります

※令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、その不足分を令和7年度に追加給付します。

▶定額減税可能額＝

所得税分＝3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数

※減税対象人数とは、納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族となりますが、国外居住者は除きます。

▶給付額＝

定額減税可能額が、「令和6年度分個人住民税所得割額」または「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」を上回る場合に、上回る額(①+②の合計額)を1万円単位に切り上げて算定した額

①個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

②所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額

▶給付時期＝

給付対象者には、8月2日以降より順次、確認書を送付します。確認書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに同封の返信用封筒にてご返送いただくか、案内に記載のオンライン申請フォームにて申請をお願いします。書類等を確認した後、順次、指定の口座にお振り込みいたします。

●給付金をかたった詐欺には、ご注意ください

●給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56) 9 1 2 2